

奈良県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

奈良県知事 荒井正吾

### 奈良県規則第二十九号

奈良県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県立都市公園条例施行規則（昭和三十五年三月奈良県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表に次のように加える。

平城宮跡歴史 公園休憩・宮 跡展望棟	午前九時から午後五 時まで	月曜日（その日が休日である場合は、 その日後において、その日に最も近い 休日でない日）及び十二月二十八日か ら翌年の一月四日まで
平城宮跡歴史 公園駐車場	午前八時から午後十 時まで	

### 附 則

この規則は、平成三十年三月二十四日から施行する。